

# 集落営農組織の法人化に関する支援について

■ 高松市 農事組合法人<sup>さがりはら</sup>下り原 ■

（東讃農業改良普及センター 間島正博）

## ●対象の概要

高松市六条町の下り原地区は、高松市の中央部に位置し、春日川に隣接した平野部である。

当地区は、下り原集落で構成され、農家戸数は15戸、経営耕地面積は14.8haとなっている。

当地区は、ほ場整備が実施されておらず、一筆当たりの農地面積が狭小であり、兼業農家を中心に、主に水稻を栽培しており、一部の農家で麦や野菜などの栽培が行われている。

国の政策である品目横断的経営安定対策を契機に、農地を守ることを目的に集落で話し合いが持たれた。

その結果、平成18年11月に特定農業団体に準ずる組織として、構成員17名による下り原営農集団が設立された。

## ●課題を取り上げた理由

下り原営農集団は、設立から5年後の法人化を目指して活動を行っていたが、構成員の合意に至らず、法人化することができなかった。

そこで、平成23年10月28日に法人化の期限を延長し、法人化の予定を平成28年11月1日に設定した。

法人化の期限が迫るなか、平成27年度から普及センターが中心となり、JA中央地区営農センター、高松市農林水産課、（一社）香川県農業会議、（公財）香川県農地機構などの関係機関と連携し、法人化を支援した。

また、経営改善担当と連携し、法人化後の組織の運営支援を行った。

## ●普及活動の経過

### 1 関係機関との連携

#### （1）高松市集落営農協議会

JA、高松市、農地集積専門員、東讃土地改良事務所、普及センターで組織する協議会において、下り原営農集団の法人化に関する支援について協議し、情報を共有するなど関係機関が一体となり支援を行った。

#### （2）香川県農業会議との連携

法人設立のための発起人会において、法人化の手続きや会計実務について、農業会議の指導を受けた。

また、法人の登記に関する相談や税理士の相談会を開催し、法人に関する専門的なアドバイスを受けた。

#### （3）農地集積専門員との連携

農地集積や農地集積事業について、農地集積専門員から情報提供を受けた。

### 2 集落営農勉強会の実施

高松市及び三木町の法人化計画を持つ任意組織を対象とした法人化に関する勉強会を普及センターが主催した。

これにより、法人化のメリットや手続きなどについて理解を深めた。

### 3 集落営農組織研修会の実施

高松市及び三木町の集落営農組織を対象にした研修会を普及センターが主催した。

研修会では、集落営農関連事業の説明や意見交換を行い、集落営農法人への支援等について確認した。

また、任意組織から平成22年に法人化した高松市川部町の農事組合法人諏訪の事例発表により、法人化のメリットや運営の方法などについて学んだ。

### 4 人会の実施

下り原営農集団の役員会を開催し、法人化に向けた計画を協議した。

協議の結果、役員6名を法人化の発起人に任命し、発起人会を開催した。

発起人会には、JA、農業会議、普及センターが参加し、話し合い活動の支援や法人の手続きなどの情報提供を行った。

### 5 部門間連携による支援

経営改善担当と連携し、農業経営改善計画の作成支援や農業簿記講座の実施、会計担当者の養成、コンサルティングを実施した。

表－１ 主な支援活動

実施日	内容
平成27年7月24日	高松市集落営農協議会
平成27年8月11日	集落営農勉強会
平成27年8月27日	高松市集落営農協議会
平成27年9月30日	高松市集落営農協議会
平成27年10月28日	高松市集落営農協議会
平成27年11月1日	下り原営農集団役員会
平成27年12月4日	高松市集落営農協議会
平成28年2月3日	高松市集落営農協議会
平成28年2月14日	第1回発起人会
平成28年3月8日	集落営農組織研修会
平成28年3月24日	高松市集落営農協議会
平成28年4月17日	第2回発起人会
平成28年4月22日	法人登記事前相談会
平成28年4月23日	法人設立総会
平成28年4月26日	認定農業者相談会
平成28年4月27日	法人設立登記
平成28年5月12日	農業簿記講座
平成28年5月13日	農業簿記講座
平成28年5月20日	税理士相談会
平成28年6月10日	認定農業者認定
平成28年6月30日	農業簿記指導
平成28年7月21日	農地集積相談会
平成28年8月29日	集落営農組織研修会
平成28年12月12日	コンサルテーション



会計担当者の養成

## ●普及活動の成果

### 1 農事組合法人下り原の設立

発起人会で検討を行った結果、集落の農地を永続的に守ることを目的に法人化することで合意され、平成28年4月27日に構成員8名による農事組合法人下り原が設立された。

当面は麦3ha、水稻作業受託2haに取り組む予定である。

また、認定農業者の申請を行い、平成28年6月10日に認定された。

これにより、経営所得安定対策に加入すること

が可能となり、麦作が継続され、下り原地区の農地を保全することができるようになった。



設立総会

### 2 後継者への引継ぎ

法人の代表として新たに60代の後継者が就任し、組織運営が次世代に引き継がれることになり、組織の継続が図られた。

### 3 支援体制の整備

#### (1) 関係機関の連携

高松市集落営農協議会を核にした関係機関による法人化の支援体制が整備された。

今後、法人設立や運営支援が円滑に実施されるようになることができた。

#### (2) 部門間の連携

経営改善担当が主催する農業簿記の集合研修や個別指導により、会計担当者の育成が計画的に行えた。

また、コンサルテーションによる経営分析によって、将来の具体的な目標が設定され、経営安定にむけた足掛かりができた。

## ●今後の普及活動の課題

### 1 経営の安定化への取り組み

海外からの安価な農産物の輸入の増大や、平成30年度から行政による米の生産数量目標の配分中止が決定するなど、今後、米価下落や麦の収入の減少などが懸念される。

そこで、経営を継続するためには、野菜品目の導入など複合経営による経営の安定化が必要である。

### 2 経営計画の見直し及び策定

定期的にコンサルテーションを行い、経営計画の見直しを行うことが必要である。

これにより将来を見据えた計画的な経営を行い、法人の目的である永続的な農地の保全が可能となる。